

事 務 連 絡

平成21年1月28日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局安全対策課

タクサス リバティール ステントシステムの適正使用について

標記につきましては、別添写しのとおりボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社あて通知しましたので、お知らせします。

【別添】

薬食審査発第0128001号

薬食安発第0128001号

平成21年1月28日

ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社
代表取締役社長 モーリック・ナナバティ 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

タクサス リバティール ステントシステムの適正使用について

貴社の製造販売する薬剤溶出型冠動脈ステント「TAXUS エクスプレス 2 ステント」については、これまでに平成19年4月20日付け薬食審査発第0420003号・薬食安発第0420001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・厚生労働省医薬食品局安全対策課長連名通知「TAXUS エクスプレス 2 ステントの適正使用について」及び平成20年2月27日付け薬食安発第0227002号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「薬剤溶出型冠動脈ステントの添付文書の改訂指示等について」のとおり通知しましたが、今般、「タクサス リバティール ステントシステム」が承認されたことに伴い、当該製品の適正使用に関しても、同様の対策を講じるようお願いします。